

## 福山市キャリア教育支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大学生等が福山市内の中小企業者等に触れる機会の増進を支援することを目的として、福山市内の事務所等に就職を目的とした職場体験又は企業見学を行うバスツアーを実施する者に対して市が予算の範囲内でその費用の一部を補助する福山市キャリア教育支援事業補助金の交付について、福山市補助金等交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 「中小企業者等」とは、次の者をいう。

ア 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号の規定に該当する者をいう。ただし、日本標準産業分類に規定される農業・林業・漁業は除く。

イ 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人に該当する者をいう。

ウ 公益法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人に該当する者をいう。

エ 医療法人 医療法（昭和23年法律205号）に規定する医療法人に該当する者をいう。

オ 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人に該当する者をいう。

カ 協同組合等 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号及び同法別表第3に規定する協同組合等に該当する者をいう。

キ 保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者 第3号アからカまでのもの及び私立

学校法(昭和24年法律第270号)に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)、  
宗教法人法(昭和26年法律第126号)に規定する宗教法人(以下「宗教法人」と  
いう。)のうち、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育所、学校教  
育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、  
保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する認  
定こども園、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に規定する地域型保  
育事業又は子ども・子育て支援法第7条第10項第4号から第8号までに規定する子  
ども・子育て支援施設等(以下あわせて「保育所・幼稚園・認定こども園等」という。  
に該当する者をいう。

(2) 「大企業」とは、中小企業者等以外の者で、事業を営む者をいう。

(3) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有して  
いる中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中  
小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている  
中小企業者

(4) 「事業所等」とは、本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所を  
いう。

(5) 「大学等」とは、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等をいう。

(6) 「大学生等」とは、大学等の学生をいう。

(7) 「市内大学等」とは、福山市内にキャンパスを有する大学等をいう。

(8) 「市外大学等」とは、福山市外にキャンパスを有する大学等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の  
いずれかを満たす者とする。

(1) 大学等

(2) 構成員の過半数が大学等の在学生である任意団体のうち継続的に活動する団体(以  
下「学生団体等」という。)

- (3) 特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のうち、学生を対象とする事業を行うもの（以下「団体等」という。）

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のすべてを満たすバスツアー（以下「企業見学等」という。）とする。

- (1) 大学等又は大学等の許可を受けて活動する者が行うこと。
- (2) 福山市内に本社又は事業所を有する中小企業者等を訪問すること。
- (3) 就職を目的とした職場体験又は企業見学であること。
- (4) 大学生等が5人以上参加すること。

2 前項に掲げる中小企業者等は、みなし大企業は除くものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該企業見学等に要した次の各号に掲げる経費のうち、支払を証明する書類の提出が可能なものとする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除くものとする。

- (1) バス賃借料
- (2) 高速道路料金
- (3) 運転手に係る料金
- (4) その他、市長が認める経費

2 補助対象経費のうち、国、県、市町又は各種産業支援機関等が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けているものを除く。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、次の各号に定める額を上限とする。

この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第4条に規定する市内の補助対象者が行う企業見学等 5万円
- (2) 第4条に規定する市外の補助対象者が行う企業見学等 10万円

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 福山市キャリア教育支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 福山市キャリア教育支援事業補助金事業計画書（様式第2号）
- (3) 福山市キャリア教育支援事業補助金事業収支予算書（様式第3号）
- (4) 経費明細書（補助対象経費の詳細が確認できるもの）
- (5) 福山市キャリア教育支援事業補助金誓約書兼同意書（様式第4号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定めるもののほか、学生団体等又は団体等の申請者は次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 福山市キャリア教育支援事業補助金活動許可書（様式第5号）
- (2) 規約等、活動状況が確認できる書類
- (3) 名簿等、構成員が確認できる書類

3 同一の申請者は、同一年度内に企業見学等1回を限度として申請することができる。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、相当と認めた場合は予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、速やかに福山市キャリア教育支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第8条第1項の規定による交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容その他申請に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ福山市キャリア教育支援事業補助金事業計画変更・取下げ承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費を20パーセント以内で増減する場合は、この限りでない。

- (1) 変更後の事業計画書（様式第2号）
  - (2) 変更後の事業収支予算書（様式第3号）
  - (3) 変更後の経費明細書（補助対象経費の詳細が確認できるもの。）
  - (4) その他市長が必要と認めた書類
- 2 前項の承認により補助対象経費が減額となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。
- 3 第1項の承認により補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は当初交付決定額を上限とする。
- 4 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定及び交付額を変更したときは、福山市キャリア教育支援事業補助金事業計画変更・取下げ承認書（様式第8号）によりその旨を補助事業者へ通知するものとする。

（事業の取下げ）

- 第10条 補助事業者は、補助事業を取り下げようとするときは、あらかじめ、福山市キャリア教育支援事業補助金事業計画変更・取下げ承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の事業の取下げを承認するときは、福山市キャリア教育支援事業補助金事業計画変更・取下げ承認書（様式第8号）によりその旨を補助決定事業者へ通知するものとする。

（状況報告）

- 第11条 市長は、補助事業者に対し、随時補助事業の遂行状況の報告を求めることができるものとする。

（実績報告）

- 第12条 補助事業者は、補助対象事業の帰着日又は支払いが完了する日のいずれか遅い方から起算して30日を経過する日又は補助対象事業を実施した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 福山市キャリア教育支援事業補助金事業実績報告書（様式第9号）
  - (2) 福山市キャリア教育支援事業補助金事業収支決算書（様式第10号）

- (3) 事業に係る経費の領収書等の写し
- (4) 福山市キャリア教育支援事業補助金事業状況報告書（様式第11号）
- (5) その他市長が必要とする書類

（補助金の額の確定と交付）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福山市キャリア教育支援事業補助金交付額確定通知書（様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第14条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者であった者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助金の返還）

第16条 補助金の交付を受けた者は、前条による取消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

（帳票）

第17条 この要綱に定める帳票は、市長が別に定める様式による。

（本事業の評価等）

第18条 市長は、本事業について検証及び評価を行うため、補助金交付先の補助事業者に対して必要に応じて確認等を行うものとし、補助金の交付を受けた者はこれに協力しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。